

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和4年8月16日(2022.8.16)

【公開番号】特開2022-20635(P2022-20635A)

【公開日】令和4年2月1日(2022.2.1)

【年通号数】公開公報(特許)2022-018

【出願番号】特願2021-160641(P2021-160641)

【国際特許分類】

H04W 4/00(2018.01)

10

H04W 8/22(2009.01)

H04W 80/10(2009.01)

H04W 88/18(2009.01)

【F I】

H04W 4/00 110

H04W 8/22

H04W 80/10

H04W 88/18

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年8月5日(2022.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の通信ネットワーク中のユーザ機器(UE)のためのプロトコルデータユニット(PDU)セッションプロシージャを促進するための第1のノードにおける方法であって、前記第1の通信ネットワークが、第2の通信ネットワークとインターワーキングしており、前記インターワーキングをサポートする第2のノードが、PDUセッションを管理するために選択されており、前記方法が、

前記PDUセッションが前記第2の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするかどうかを示す指示を決定すること、

前記指示を前記第2のノードに送ることと、を含み、

前記第1の通信ネットワークが第5世代システム(5GS)ネットワークであり、前記第2の通信ネットワークがエボルブドパケットシステム(EPS)ネットワークであり、前記第1のノードがアクセスおよびモビリティ管理機能(AMF)であり、前記第2のノードがパケットデータネットワークゲートウェイ制御プレーン機能+セッション管理機能(PGW-C+SMF)であり、

前記決定することが、前記UEの能力もしくは前記UEのサブスクリプションデータに、または、前記UEの前記能力および前記UEのサブスクリプションデータの両方に基づいており、

前記UEの前記能力の値がS1モードサポートを含む、若しくは、前記UEの前記サブスクリプションデータの値が前記第2の通信ネットワークに対するコアネットワークタイプ制限を含む、または、その両方である、

方法。

【請求項2】

前記PDUセッションが前記第2の通信ネットワークとのインターワーキングをサポート

50

するかどうかは、前記 P D U セッションが前記第 2 の通信ネットワークに移動され得るかどうかを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記決定することが、ネットワーク設定に基づく、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記 U E の前記能力が、前記 U E のコアネットワーク能力情報を含み、前記 U E の前記サブスクリプションデータが、前記第 2 の通信ネットワークに対するコアネットワークタイプ制限を含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記 U E の前記能力の値が、S 1 モードサポートまたは N 1 モードサポートをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。 10

【請求項 6】

前記 U E の前記サブスクリプションデータの値が、E P C もしくは 5 G C を含む、または前記値が存在しない、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記 P D U セッションプロシージャが、P D U セッション確立である、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記第 2 の通信ネットワーク中の前記 P D U セッションのためのリソースを割り振るための要求を前記第 2 のノードから受信することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。 20

【請求項 9】

前記指示が、前記 P D U セッションが前記第 2 の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートしないことを示すとき、前記第 2 の通信ネットワーク中の前記 P D U セッションのためのリソースを割り振るための前記要求を拒否するための応答を前記第 2 のノードに送ることをさらに含む、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記リソースが、E P S ベアラ識別情報を含む、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 11】

前記 P D U セッションが、前記第 2 の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするとき、前記指示は、前記 5 G S ネットワークと前記 E P S ネットワークとの間の N 2 6 インターフェースが前記 P D U セッションの前記インターワーキングのために使用されるべきであるかどうかをさらに示す、請求項 8 に記載の方法。 30

【請求項 12】

前記 N 2 6 インターフェースが前記 P D U セッションの前記インターワーキングのために使用されるべきでないとき、前記 P G W - C + S M F から、前記 P D U セッションのための前記 E P S ネットワーク中のベアラの識別情報を割り振るための要求を拒否するための応答を送ることをさらに含む、請求項 1 1 に記載の方法。

【請求項 13】

第 1 の通信ネットワーク中のユーザ機器 (U E) のための P D U セッションプロシージャを促進するための第 1 のノードであって、前記第 1 の通信ネットワークが、第 2 の通信ネットワークとインターワーキングしており、前記インターワーキングをサポートする第 2 のノードが、P D U セッションを管理するために選択され、前記第 1 のノードは、 40

プロセッサと、

前記プロセッサによって実行されたとき、前記第 1 のノードに、

前記 P D U セッションが前記第 2 の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするかどうかを示す指示を決定することと、

前記指示を前記第 2 のノードに送ることと

を行わせる命令を記憶した、メモリと

を備え、

前記第 1 の通信ネットワークが第 5 世代システム (5 G S) ネットワークであり、前記第 50

2の通信ネットワークがエボルブドパケットシステム(EPoS)ネットワークであり、前記第1のノードがアクセスおよびモビリティ管理機能(AMF)であり、前記第2のノードがパケットデータネットワークゲートウェイ制御プレーン機能+セッション管理機能(PGW-C+SMF)であり、

前記決定することが、前記UEの能力もしくは前記UEのサブスクリプションデータに、または、前記UEの前記能力および前記UEのサブスクリプションデータの両方に基づいており、

前記UEの前記能力の値がS1モードサポートを含む、若しくは、前記UEの前記サブスクリプションデータの値が前記第2の通信ネットワークに対するコアネットワークタイプ制限を含む、または、その両方である、

第1のノード。

【請求項14】

第1の通信ネットワーク中のUEのためのPDUセッションプロシージャを促進するための第2のノードにおける方法であって、前記第1の通信ネットワークが、第2の通信ネットワークとインターワーキングしており、前記第2のノードが、前記インターワーキングをサポートしており、且つ前記PDUセッションを管理するために選択されており、前記方法は、

前記PDUセッションが前記第2の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするかどうかを示す指示を前記第1のノードから受信することと、

前記指示に従って、前記PDUセッションが前記第2の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするかどうかを決定することと、
を含み、

前記第1の通信ネットワークが第5世代システム(5GS)ネットワークであり、前記第2の通信ネットワークがエボルブドパケットシステム(EPoS)ネットワークであり、前記第1のノードがアクセスおよびモビリティ管理機能(AMF)であり、前記第2のノードがパケットデータネットワークゲートウェイ制御プレーン機能+セッション管理機能(PGW-C+SMF)であり、

前記指示は、前記UEの能力もしくは前記UEのサブスクリプションデータに、または、前記UEの前記能力および前記UEのサブスクリプションデータの両方に基づいて決定され、

前記UEの前記能力の値がS1モードサポートを含む、若しくは、前記UEの前記サブスクリプションデータの値が前記第2の通信ネットワークに対するコアネットワークタイプ制限を含む、または、その両方である、

方法。

【請求項15】

前記PDUセッションが前記第2の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするかどうかは、前記PDUセッションが前記第2の通信ネットワークに移動され得るかどうかを含む、請求項14に記載の方法。

【請求項16】

前記PDUセッションプロシージャが、PDUセッション確立である、請求項14に記載の方法。

【請求項17】

前記第1のノードに、前記第2の通信ネットワーク中の前記PDUセッションのためのリソースを割り振るための要求を送ることをさらに含む、請求項14に記載の方法。

【請求項18】

前記指示が、前記PDUセッションが前記第2の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートしないことを示すとき、前記第2の通信ネットワーク中の前記PDUセッションのためのリソースを割り振るための前記要求を拒否するための応答を前記第1のノードから受信することをさらに含む、請求項17に記載の方法。

【請求項19】

10

20

30

40

50

前記 P D U セッションが前記第 2 の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートしないと決定したとき、前記第 2 の通信ネットワーク中の前記 P D U セッションのためのリソースを割り振るための準備をスキップすることをさらに含む、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 20】

前記リソースが、E P S ベアラ識別情報を含む、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 21】

前記指示が、前記 5 G S ネットワークと前記 E P S ネットワークとの間の N 26 インターフェースが前記 P D U セッションの前記インターワーキングのために使用されるべきであることを示すとき、前記 P D U セッションのための前記 E P S ネットワーク中のベアラの識別情報を割り振るための要求を前記 A M F に送ることをさらに含む、請求項 17 に記載の方法。

10

【請求項 22】

前記指示が、前記 5 G S ネットワークと前記 E P S ネットワークとの間の N 26 インターフェースが前記 P D U セッションの前記インターワーキングのために使用されるべきでないことを示すとき、第 3 のノード中の前記 P D U セッションの情報を記憶することをさらに含む、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 23】

第 1 の通信ネットワーク中のユーザ機器 (U E) のための P D U セッションプロシージャを促進するための第 2 のノードであって、前記第 1 の通信ネットワークが、第 2 の通信ネットワークとインターワーキングしており、前記第 2 のノードが、前記インターワーキングをサポートしており、且つ前記 P D U セッションを管理するために選択されており、前記第 2 のノードは、

20

プロセッサと、

前記プロセッサによって実行されたとき、前記第 2 のノードに、

前記 P D U セッションが前記第 2 の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするかどうかを示す指示を前記第 1 のノードから受信することと、

前記指示に従って、前記 P D U セッションが前記第 2 の通信ネットワークとのインターワーキングをサポートするかどうかを決定することと

を行わせる命令を記憶した、メモリと、

30

を備え、

前記第 1 の通信ネットワークが第 5 世代システム (5 G S) ネットワークであり、前記第 2 の通信ネットワークがエボルブドパケットシステム (E P S) ネットワークであり、前記第 1 のノードがアクセスおよびモビリティ管理機能 (A M F) であり、前記第 2 のノードがパケットデータネットワークゲートウェイ制御プレーン機能 + セッション管理機能 (P G W - C + S M F) であり、

前記決定することが、前記 U E の能力もしくは前記 U E のサブスクリプションデータに、または、前記 U E の前記能力および前記 U E のサブスクリプションデータの両方に基づいており、

前記 U E の前記能力の値が S 1 モードサポートを含む、若しくは、前記 U E の前記サブスクリプションデータの値が前記第 2 の通信ネットワークに対するコアネットワークタイプ制限を含む、または、その両方である、

第 2 のノード。

40